

福井県屋外広告物条例の改正について（概要）

（平成17年12月20日公布）

ア 屋外広告業の登録制の導入（条例第30条ほか）

<目 的>

- ・登録簿の公開、登録の取消し・営業停止命令・立入検査により、悪質な業者による違反広告物の設置を排除する。
- ・有効期間の導入により屋外広告業者の実態を把握し、屋外広告業者に対する指導を行い易くする。

<施行期日> 平成18年4月1日

	現 行	改 正 後
制度	届出制	登録制
有効期間	届出後、永久に有効	5年間（5年ごとに更新）
届出・登録に伴う手数料	無料	有料（登録 10,000円 更新 10,000円）
届出・登録業者の台帳の公開	公開に関する規定なし	登録簿を一般の閲覧に供する
罰則等	罰金	懲役・罰金・過料 登録の取消し 営業停止命令 登録業者への立入検査

イ 屋外広告物の表示・設置に関し許可が必要な地域（許可地域）の拡大（条例第4条）

<目 的>

これまで屋外広告物条例の規制が及ばなかった人口 5,000 人未満の町村の一部区域（山間部・農地）を許可地域とし、県内全域において屋外広告物の規制を可能とする。

福井県内は大部分の市町の全域がすでに許可地域指定されているため、実際に許可地域が拡大する市町村は、池田町（これまで主要道路周辺のみが許可地域となっていた池田町の許可地域が、町内全域に拡大）のみ。

<施行期日> 平成18年4月1日

現行の許可地域	改正後
〔市、および人口 5,000 人以上の町村の全域 上記以外の町村の主要道路・国定公園等 市町村合併により、平成18年4月以降も人口 5,000 人未満となるのは、池田町のみ〕	県内全域

<参考> 屋外広告物の許可等の事務は、条例では知事が行うことと定められていますが、事務処理の迅速化を図るため、市町村長に事務移譲しています。（屋外広告物の設置許可の事務は、現在市役所および町村役場で行っております。）

ウ 禁止物件・禁止地域の対象追加

・禁止物件の追加（条例第3条）

< 目的 > 景観法の制定（H16.12.17 施行）および屋外広告物法の改正（同日施行）に伴い、所要の改正を行う。

< 施行期日 > 平成18年4月1日

禁止物件（条例第3条）...広告物の表示を禁止する物件（一部例外あり）。

現行	改正後
一 橋りょう、トンネル、高架構造物、地下道（広告物等を表示し、または設置するための設備に係る部分を除く）および分離帯	一 橋りょう、トンネル、高架構造物、地下道（広告物等を表示し、または設置するための設備に係る部分を除く）および分離帯
二 石垣、擁壁その他これらに類するもの	二 石垣、擁壁その他これらに類するもの
三 街路樹および路傍樹	三 街路樹および路傍樹
四 銅像、神仏像、記念碑その他これらに類するもの	四 銅像、神仏像、記念碑その他これらに類するもの
五 信号機、道路標識、道路上のさく、こまどめ、里程標その他これらに類するもの	五 信号機、道路標識、道路上のさく、こまどめ、里程標その他これらに類するもの
六 消火栓および火災報知機	六 消火栓および火災報知機
七 郵便ポスト、電話ボックスおよび路上変電設備	七 郵便差出箱、信書便差出箱、公衆電話所および路上変電設備
八 送電塔、送受信塔、照明塔および火の見やぐら	八 送電塔、送受信塔、照明塔および火の見やぐら
九 煙突およびガスタンク、水道タンクその他タンクの類	九 煙突およびガスタンク、水道タンクその他タンクの類
	十 <u>景観法第十九条第一項の規定により指定された景観重要建造物</u> および <u>同法第二十八条第一項の規定により指定された景観重要樹木</u>

景観重要建造物（景観法第19条）、景観重要樹木（景観法第28条）

建造物や樹木の優れた外観を守るため、景観法により定められた制度。

従来から存在する文化財保護法上の有形文化財の指定制度および記念物の指定制度では、「歴史上または芸術上価値の高い建造物」、「学術上価値の高い植物」に保護対象が限られている。これらの価値がなくとも地域の景観にとって重要な役割を果たしている建造物・樹木を守るため創設。

・禁止地域の指定対象の追加（条例第2条）

<目的> 景観法の制定（H16.12.17施行）に伴い、禁止地域の対象を追加。

<施行期日> 平成18年4月1日

禁止地域（条例第2条）…広告物の表示を禁止する地域（一部例外あり）。

現行	改正後
<ul style="list-style-type: none"> 一 都市計画法の規定により定める <ul style="list-style-type: none"> ・住居専用地域（第一種低層、第二種低層、第一種中高層、第二種中高層） ・景観地区 ・風致地区 ・特別緑地保全地区 ・伝統的建造物群保存地区 （知事が定める区域を除く。） 	<ul style="list-style-type: none"> 一 都市計画法に規定により定める <ul style="list-style-type: none"> ・住居専用地域（第一種低層、第二種低層、第一種中高層、第二種中高層） ・景観地区 ・風致地区 ・特別緑地保全地区 ・伝統的建造物群保存地区 （知事が定める区域を除く。） 二 <u>景観法の規定により定める準景観地区（うち、知事が指定する区域）</u> 三 <u>景観法に規定する地区計画等形態意匠条例により制限を受ける区域（うち、知事が指定する区域）</u>
二～十四（略）	四～十六（略）

準景観地区

都市計画区域外で、景観地区に準じた規制をすることができる地区。

地区計画等形態意匠条例により制限を受ける区域

市町村が定める地区計画等形態意匠条例により、景観地区と同一の形態意匠に関する制限が可能となる区域。

<禁止地域拡大のイメージ>

